

平成 28 年 2 月 24 日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課

課長 菊田 稔

課長補佐 秋元 初雄

地方職業指導官 深谷 久美子

電話 024-529-5396 (直通)

報道関係者 各位

平成 28 年 3 月新規大学等卒業者の就職内定状況

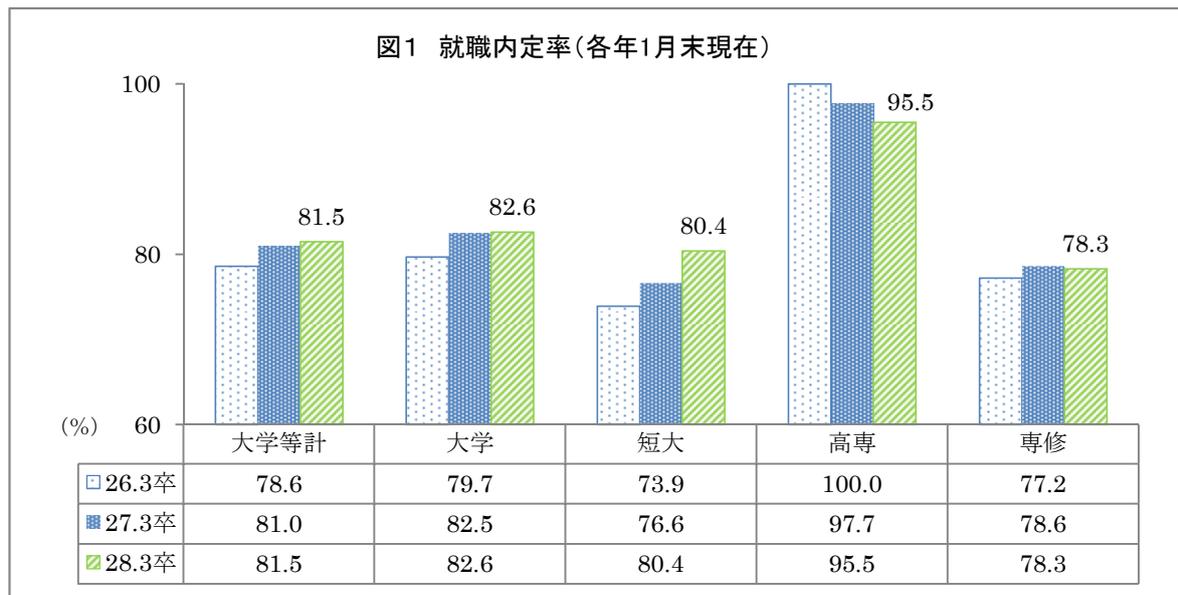
～大学生等の就職内定率は 81.5% (前年同期比 0.5 ポイント上昇)～

福島労働局 (局長 引地 睦夫) は、平成 28 年 3 月に福島県内の大学等を卒業する学生について、平成 28 年 1 月末現在における就職内定状況を取りまとめました。

【就職内定率等】

◎ 大学等計	81.5% (前年同期比 0.5 ポイント増)	未内定者数 809 人 (前年同期比 15.8%減)
○ 大学	82.6% (同 0.1 ポイント増)	未内定者数 416 人
○ 短期大学	80.4% (同 3.8 ポイント増)	未内定者数 148 人
○ 高等専門学校	95.5% (同 2.2 ポイント減)	未内定者数 5 人
○ 専修学校	78.3% (同 0.3 ポイント減)	未内定者数 240 人

図1 就職内定率(各年1月末現在)



※本データは福島労働局管内の大学等の協力により、学生からの報告等によって可能な範囲で把握した数字を取りまとめたものです。報告のない学生は未内定者として計上している場合があります。

※新規高卒者の職業紹介状況に使用しているデータとは集計の方法が異なります。

平成28年3月大学等卒業者の就職内定状況

平成28年1月末現在
福島労働局

区分・年度	卒業予定者数 (人) (a)	就職希望者数(人)			就職内定者数(人)			内定率(%)			未内定者数 (人) (b-e)	
		計 (b)	うち県内 (c)	うち県外 (d)	計 (e)	うち県内 (f)	うち県外 (g)	計 (e/b)	県内 (f/c)	県外 (g/d)		
合計 34校	28.3卒	5,403	4,368	2,512	1,856	3,559	2,006	1,553	81.5	79.9	83.7	809
	27.3卒	5,984	5,066	2,749	2,317	4,105	2,086	2,019	81.0	75.9	87.1	961
	前年同期比 (%) (point)	▲ 9.7	▲ 13.8	▲ 8.6	▲ 19.9	▲ 13.3	▲ 3.8	▲ 23.1	0.5	4.0	▲ 3.4	▲ 15.8
大学 9校	28.3卒	2,914	2,392	1,063	1,329	1,976	862	1,114	82.6	81.1	83.8	416
	27.3卒	3,363	2,909	1,170	1,739	2,400	864	1,536	82.5	73.8	88.3	509
	前年同期比 (%) (point)	▲ 13.4	▲ 17.8	▲ 9.1	▲ 23.6	▲ 17.7	▲ 0.2	▲ 27.5	0.1	7.3	▲ 4.5	▲ 18.3
短大 5校	28.3卒	850	756	543	213	608	431	177	80.4	79.4	83.1	148
	27.3卒	835	730	554	176	559	401	158	76.6	76.6	89.8	171
	前年同期比 (%) (point)	1.8	3.6	▲ 2.0	21.0	8.8	7.5	12.0	3.8	2.8	▲ 6.7	▲ 13.5
高専 1校	28.3卒	206	112	41	71	107	41	66	95.5	100.0	93.0	5
	27.3卒	248	128	47	81	125	47	78	97.7	100.0	96.3	3
	前年同期比 (%) (point)	▲ 16.9	▲ 12.5	▲ 12.8	▲ 12.3	▲ 14.4	▲ 12.8	▲ 15.4	▲ 2.2	0.0	▲ 3.3	66.7
専修 19校	28.3卒	1,433	1,108	865	243	868	672	196	78.3	77.7	80.7	240
	27.3卒	1,538	1,299	978	321	1,021	774	247	78.6	79.1	76.9	278
	前年同期比 (%) (point)	▲ 6.8	▲ 14.7	▲ 11.6	▲ 24.3	▲ 15.0	▲ 13.2	▲ 20.6	▲ 0.3	▲ 1.4	3.8	▲ 13.7

お知らせ

1 平成28年3月1日(火)から大卒等求人の受付が始まります！

ハローワークでは、平成29年3月に大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設卒業（修了）予定者を対象とした求人の受付を平成28年3月1日から開始します。将来、企業や地域の発展につながる若い人材確保のため、早期に採用計画をご検討のうえ、一人でも多くの学生に応募機会を与您させていただきますようお願いいたします。

また、平成28年3月1日から就労実態に関する職場情報を新卒者等に提供することが、若者雇用促進法によって義務付けられました。積極的な情報提供を進めるため、ハローワークに新卒向け求人の申込みを行う場合には「青少年雇用情報シート」を求人申込書とあわせてご提出ください。

なお、若者雇用促進法の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>)

2 平成28年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は6月1日になります！

就職・採用活動に関する開始時期

広報活動	卒業・修了年度直前の3月1日以降(昨年度から変更なし)
選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降(昨年度は8月1日)

ハローワークにおける求人公開日

求人公開	6月1日以降(昨年度は8月1日)
------	------------------

大学等卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さま
大学等卒業予定者の皆さま
ハローワークからのお知らせです。

平成28年度の大学等卒業予定者を対象とした 求人公開日は6月1日になります！

大学、短期大学と高等専門学校の新卒・修了予定者から、就職・採用活動のスケジュールが変更になります。これを踏まえ、ハローワークにおける求人公開日も変更になります。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期の変更

広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降 (昨年度から変更なし)
選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降 (昨年度は8月1日)

ハローワークにおける求人公開日の変更

求人の受理	3月1日以降
求人の公開 大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降 (昨年度は8月1日)

なお、大学等卒業予定者を対象とする求人のうち、既卒者の応募が可能で、通年採用（入職時期を限定しない）が可能な求人については、早期に就職を希望する既卒者への職業紹介に活用するため、求人受理時に通年採用の可否を確認させていただきます。

「新卒応援ハローワーク」における就職支援について

求人公開日前であっても、大学等卒業予定者を対象とする就職相談やセミナーを実施しています。また、既卒者を対象とした各種支援も実施していますので、「新卒応援ハローワーク」の窓口でぜひお尋ねください。

「新卒応援ハローワーク」の支援メニュー（ご利用はすべて無料です）

- 全国のネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- 職業適性検査や求職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- 担当制の個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 臨床心理士による心理的サポート
- 求職者の希望を踏まえた個別求人の開拓 など

「新卒応援ハローワーク」とは…大学等卒業予定者や既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。



提供する情報についての留意事項

- ・ 企業グループ全体として求人の申込みを行い、グループ傘下の各企業への配属は入社時点で決定するといったような採用形態の場合は、配属の可能性のある企業それぞれについて、1枚ずつシートを作成してください。
- ・ 海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
- ・ 最新の情報を提供してください。

青少年雇用情報シートの取扱いについて

- ・ 大卒等求人の「青少年雇用情報シート」については、ハローワークの求人情報提供端末において、求人票とあわせて求職者に公開されます。
- ・ 求人の申込みの時点で未記入となっている項目がある場合に、求職者から照会があった際は、あらかじめハローワークから問い合わせさせていただきます。照会のあった項目についてもご提供いただけますよう、ご協力をお願いいたします。

若者雇用促進法や、青少年雇用情報などの詳しい内容につきましては、厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

青少年雇用情報シートの書き方のポイント

新卒者等の求人事業主の皆さまへ

平成28年3月1日から、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態などに関する職場情報を新卒者等に提供することが、若者雇用促進法によって、義務づけられました。

この仕組みにより、新卒者等が企業の就労実態などを理解した上で応募してくるようになります。ミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくための適職選択の支援だけでなく、企業が求める人材の円滑な採用にも役立ちます。

また、積極的な情報提供を進めるため、ハローワークに新卒向け求人の申込みを行う場合には、「青少年雇用情報シート」の全ての項目をご記入いただき、求人申込書とあわせてご提出ください。

なお、「青少年雇用情報シート」の記入方法については、2～3ページをご参照いただけますようよろしくお願いいたします。

可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いします。

全ての項目を記入することが難しい場合でも、情報提供の義務（以下のシートサンプルにおける1～3の3類型それぞれで1項目以上の情報提供）にとどまらない積極的な情報提供をお願いいたします。

1～3の類型とは、以下の情報を指します。

- 1 募集・採用に関する情報
- 2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況
- 3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

情報の範囲

求人区分に応じて、企業全体の正社員／正社員以外（※）別の情報を提供してください。

※ 正社員以外の情報は、期間雇用者や派遣等、いわゆる正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報としてください。

1. 募集・採用に関する情報に関すること

新卒者等

新卒者のほか、新卒者と同じ採用枠で採用した既卒者など、新卒者と同等の処遇を行うものを含みます。

平均継続勤務年数

労働者ごとのその企業に雇い入れられてから記入日の時点までに勤続した年数を合計した値を、労働者数で割って算出します。

従業員の平均年齢

若者雇用促進法に基づく青少年雇用情報の項目ではありませんが、参考値として、記入日時点での平均年齢も可能な限り記入してください。

青少年雇用情報シート(企業全体での【正社員】／正社員以外)に関する情報です

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	株式会社 ハローワーク商事	求人番号	〇〇〇〇〇-x x x x x x x	〇〇〇〇〇-△△△△△△△	記入日	2016/4/10
------	---------------	------	---------------------	---------------	-----	-----------

1 募集・採用に関する情報	企業全体の情報			【〇〇区分】に関する情報		
	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
① 直近3事業年度の新卒者等の採用者数	13人	9人	12人	5人	3人	5人
② 直近3事業年度の新卒者等の離職者数	1人	2人	5人	0人	0人	1人
直近3事業年度の新卒者等の採用者数(男性)	8人	6人	7人	3人	3人	3人
直近3事業年度の新卒者等の採用者数(女性)	5人	3人	5人	2人	1人	2人
③ 平均継続勤務年数	18.5年			16.3年		
※ 従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	41.7歳			43.2歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況	有・無	内容
① 研修の有無及びその内容	有・無	新入社員導入研修、英語講座(通信制)、簿記検定講座(社外講座)、管理職研修等
② 自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	業務に資するとして会社が認めた資格について取得費用の全額補填
③ マンター制度の有無	有・無	
④ キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関する相談を実施
⑤ 社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	自動車販売技能検定

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況	企業全体の情報		【〇〇区分】に関する情報	
① 前事業年度の月平均所定外労働時間	15.5時間		21.2時間	
② 前事業年度の有給休暇の平均取得日数	10.7日		8.6時間	
③ 前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 9人／12人	男性 3人／50人	女性 6人／7人	男性 1人／19人
④ 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 22.1%	管理職 30.5%		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号 1234-567890-1

追加の情報提供

求人申込みを行っている採用区分(例:総合職/一般職)や事業所別などの情報についても、追加情報として極力記入してください。

- ※ 追加の情報については、貴社の任意の区分の情報で構いません。
- ※ 複数区分での情報を提供される場合は、シートを追加してください。

3. 職場への定着の促進に関する取組の実施状況に関すること

月平均所定外労働時間・有給休暇の平均取得日数の対象者

管理的地位にある者については算出対象から除いて構いません。また、有給休暇が付与されていない者については、有給休暇の平均取得日数の算出対象から除いて構いません。

役員に占める女性割合及び管理的地位にある者に占める女性割合

求人区分に関わらず、貴社に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。

※ 管理的地位にある者とは、原則としていわゆる課長級以上が該当します。

2. 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況に関すること

制度として就業規則や労働協約に規定されていなくても、継続的に実施しており、かつそのことが従業員に周知されていれば「有」と記入してください。

研修の有無及びその内容

具体的な対象者または内容を示してください。全ての研修の内容を書き切れない場合は、主な研修の内容のみ記入してください。

自己啓発支援の有無及びその内容

教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度がある場合は、その情報を含めて記入してください。他には、配置等についての配慮、始終業時刻の変更、資格取得の費用補助等もこの欄に記入してください。

キャリア・コンサルティング制度の有無及びその内容

セルフ・キャリアドック(※)がある場合は、その情報を含めて記入してください。キャリアコンサルティングを実施する者が企業に雇用されているかどうか、また資格の有無は問いませんが、企業内の仕組みとして実施されていることが必要です。

※セルフ・キャリアドック
労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み。

社内検定等の制度の有無及びその内容

自社で実施する社内検定制度のほか、業界団体が実施する検定を活用する場合も「有」と記入してください。